熊谷市監査委員公告第７号

令和３年度農業委員会事務局定期監査の結果に基づき、農業委員会会長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第１９９条第１４項の規定により別添のとおり公表する。

令和４年５月２６日

熊谷市監査委員　三　澤　欣　一

熊谷市監査委員　鈴　木　理　裕

令和３年度農業委員会事務局

定期監査指摘事項等措置報告書

指　摘　事　項　等	措　置　状　況
1　収入事務 ⑴　現金出納簿については、「現金取扱いの手引き」を参考に記入し、適正な事務処理を行うべきである。	1　収入事務 ⑴　「現金取扱いの手引き」に基づき適正な事務処理を徹底する。
2　支出事務 指摘事項なし	
3　契約事務 ⑴　随意契約の際、起案書にその理由と根拠条項が記載されていないものがあった。熊谷市文書管理規程第 14 条第４項に基づき適正な事務処理を行うべきである。	3　契約事務 ⑴　熊谷市文書管理規程に基づき記入漏れ等無いよう、適正な事務処理を徹底する。
4　補助金 指摘事項なし	
5　財産管理 ⑴　備品登録漏れがあった。熊谷市物品管理規則第 17 条第１項及び第 19 条に基づき適正な事務処理を行うべきである。	5　財産管理 ⑴　指摘のあった備品については登録処理を行った。熊谷市物品管理規則に基づき適正な事務処理を徹底する。
6　その他 指摘事項なし	